共通資料１－１

三重県総合税システムの再構築にかかる税務端末とその他機器賃貸借及び保守業務　仕様書（案）

令和９年●月

三重県総務部税務企画課

１　業務名 - 1 -
２　業務の概要 - 1 -
３　履行期間 - 1 -
４　履行場所 - 2 -
５　支払い条件 - 3 -
６　税務端末とその他機器の詳細仕様 - 3 -
（１）賃貸借を行う税務端末とその他機器の種別と台数 - 3 -
（２）税務端末 - 4 -
（３）ネットワークスキャナ - 6 -
（４）ネットワーク機器 - 7 -
（５）バーコードリーダ - 8 -
（６）OCR 機器 - 9 -
（７）税務端末とその他機器の共通仕様 - 11 -
７　税務端末とその他機器の設置及び設定 - 12 -
（１）基本的な考え方 - 12 -
（２）設置及び設定作業実施体制 - 12 -
（３）設置及び設定作業にかかるスケジュール - 12 -
（４）税務端末とその他機器の設定 - 13 -
（５）税務端末とその他機器の納入・設置 - 14 -
８　税務端末とその他機器の保守 - 15 -
（１）基本的な考え方 - 15 -
（２）保守作業実施体制 - 15 -
（３）対象機器と設置場所 - 15 -
（４）保守作業対応時間 - 15 -
（５）問い合わせ対応・定例報告 - 15 -
（６）故障時対応 - 16 -
（７）情報提供等 - 16 -
（８）保守業務における特記事項 - 16 -
９　税務端末とその他機器の撤去 - 16 -
１０　納品物件 - 17 -
（１）　準備期間、試用期間における納品物件 - 17 -
（２）運用・保守期間、機器撤去期間における納品物件 - 17 -
１１　機密保持 - 17 -
１２　暴力団等による不当介入に対する対応 - 18 -
１３　注意事項 - 18 -

１　業務名

三重県総合税システムの再構築にかかる税務端末とその他機器賃貸借及び保守業務

２　業務の概要

三重県（以下、「本県」という。）では、令和９年●月●日締結の「三重県総合税システム設計、機器調達、構築、データ移行・導入、運用・保守業務」（以下、「再構築業務」という。）により、現行の三重県総合税システムの再構築を実施したうえで、令和 17 年９月末日からの新システムによる稼働を目指している。（以下、再構築後の三重県総合税システムを、「本システム」という。また、再構築を実施する受託事業者を「再構築を担当する受託事業者」という。）

本賃貸借及び保守業務（以下、「本業務」という。）では、本システムの運用を行うために必要となる税務端末とその他機器について、賃貸借、及び、保守業務を実施するものであり、その概要は以下のとおり。

本業務の概要
税務端末とその他機器の賃貸借
税務端末とその他機器の設置及び設定
税務端末とその他機器の保守業務
税務端末とその他機器の撤去

表　本業務の概要

※　賃貸借する税務端末とその他機器の詳細については、「６　税務端末とその他機器の詳細仕様」を参照すること。

※　税務端末とその他機器の設置及び設定の詳細については、「７　税務端末とその他機器の設置及び設定」を参照すること。

※　税務端末とその他機器に係る保守業務の詳細については、「８　税務端末とその他機器の保守」を参照すること。

※　税務端末とその他機器に係る撤去の詳細については、「９　税務端末とその他機器の撤去」を参照すること。

３　履行期間

契約期間は契約締結日から令和 17 年 10 月 31 日までとし、この内、賃貸借及び運用・保守期間は、令和 12 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までとする。

税務端末とその他機器の納品については、令和 12 年 9 月 20 日までに完了すること。また、動作確認用の一部の機器については、令和 12 年 7 月 10 日までに納品を完了すること。

契約締結日から納入場所への納品が完了するまでの期間を準備期間、納入場所への納品が完了してから令和 12 年 9 月 30 日までを試用期間、令和 12 年 10 月 1 日から令和 17 年 9 月 30 日までを運用・保守期間、令和 17 年 10 月 1 日から令和 17 年 10 月 31 日までを機器撤去期間とする。

機器撤去期間において、機器等にかかる撤去準備作業及び撤去作業を完了すること。

想定スケジュールについては、「図　想定スケジュール」を参照すること。

業務名	R12 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月から R17 9 月	R17 10 月
契約期間	→	→	→	→	→	→	→
動作確認用機器納品		★					
納品				★			
準備期間	⇢	⇢	⇢	⇢			
試用期間				⇢			
機器賃貸借及び運用･保守期間					⇢	⇢	
機器撤去期間							⇢

図　想定スケジュール

４　履行場所

本業務における主な履行場所は以下のとおり。

履行場所	住所
三重県総務部税務企画課	三重県津市広明町 13 番地
三重県吉田山会館	三重県津市栄町 1 丁目 891 番地

表　本業務の履行場所

なお、税務端末とその他機器の納入場所については、「７　税務端末とその他機器の設置及び設定（５）税務端末とその他機器の納入・設置」を参照すること。

５　支払い条件

各年度の支払額は、賃貸借料・設置及び設定費用・保守費用をあわせ、以下の割合を目安として、契約時に協議するものとする。

なお、支払いは月額払いとする。

令和 12 年度　総契約額の約 10,00%
令和 13 年度　総契約額の約 20,00%
令和 14 年度　総契約額の約 20,00%
令和 15 年度　総契約額の約 20,00%
令和 16 年度　総契約額の約 20,00%
令和 17 年度　総契約額の約 10,00%

割合については、発注時に決定します。

６　税務端末とその他機器の詳細仕様

本業務で賃貸借を行う税務端末とその他機器にかかる各種要件として、以下の要件を満たすこと。

（１）賃貸借を行う税務端末とその他機器の種別と台数

種別	台数
税務端末	３４１台
ネットワークスキャナ	１２台
ネットワーク機器	
L2 スイッチ	１３台
スイッチングハブ（16 ポート）	２７台
スイッチングハブ（8 ポート）	６３台
バーコードリーダ	
一次元読取幅 60㎜ 以上	９式
一次元読取幅 90㎜ 以上	２式
二次元対応	２式
OCR 装置	１式

台数については、発注時に決定します。

表　賃貸借を行う税務端末とその他機器の種別と台数

（２）税務端末

ア　ハードウェア仕様

要　件		詳細仕様
本体	台数	・341台
	形状	・ノート型
	CPU	・Core i3-1215U プロセッサー(6コア(2P+4E)/4.4GHz)相当以上
	メモリ	・8GB以上
	記憶装置	・SSD 256GB以上
	インターフェース	・USB2.0以上×2以上、USB3.0以上×2以上
	光学ドライブ	・搭載しないこと
	ネットワーク	・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T準拠 ×1ポート ※無線LAN機能を有しないこと、または、管理者権限により無効化できること ・本装置と接続先ネットワーク機器までのLANケーブル(UTPe5以上対応、緑色)を用意すること
	バッテリ	・本体内蔵バッテリを搭載していること
	カラーディスプレイ	・15.6インチLEDバックライト付TFTカラーLCD、ノングレア式 ・解像度はフルHD(1920×1080)以上
	キーボード	・日本語キーボード（JIS配列準拠）テンキーを含むこと ・外付けテンキー不可
マウス		・光学式USBホイールマウス
動作OS		・Windows 10 IoT Enterprise LTSC 2021 (64bit)
その他		・上記構成を実装するにあたり必要となるアダプタ類、ケーブル類等を全て含むこと ・税務端末と接続先ネットワーク機器までのケーブル（CAT5E 以上対応）を用意すること。ケーブルの色は赤色とする。 ・セキュリティチップを搭載していること ・セキュリティスロットを有していること
マニュアル		・上記機器に関する日本語マニュアル一式
セキュリティワイヤー		・シリンダー錠タイプ（ダイアル錠タイプ）であること。（南京錠タイプ不可） ・長さ 1.5m　～　3m 程度であること。

詳細仕様については、発注時に決定します。

イ　ソフトウェア仕様

項　目	ソフトウェア
統合ソフト	Microsoft 社製　Office LTSC Professional Plus 2024
復旧支援ソフト	富士通社製　future 瞬快 V4 Cloning Grade
画面印刷用ソフト	富士通社製　INSTANTCOPY Standard
外字連携用ソフト	富士通社製　Interstage Charset Edition V10
リモートコントロール用ソフト	富士通社製　Systemwalker Windows
ウィルス対策ソフト	Microsoft Defender AntiVirus（OS 標準添付）
ログイン認証ｿﾌﾄ	富士通社製　AuthConductor Client V2

詳細仕様については、発注時に決定します。

ウ　その他要件

- マウス無しでも操作できるよう、タッチパット等のポインティングデバイスを登載していること。
- 導入する各ソフトウェアについては、契約時の最新バージョンとすること。
- 導入する各ソフトウェアについて、契約時の最新バージョンと本仕様書記載のバージョンが異なる場合は最新バージョンの使用権を確保したうえで、仕様書記載のバージョンにダウングレードして納入すること。
- Microsoft 社製ソフトウェアについては J-LIS 提供の「自治体情報セキュリティ向上プラットフォーム」からアクティベーションが必要なものを除いて、事前にアクティベーションを完了しておくこと。
- 本仕様を実現するために必要なソフトウェアは全て含むこと。（各種インターフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど）
- ソフトウェアインストールシート（インストールソフトウェアのディレクトリ階層及びインストールオプションデザインシート）を提出すること。
- 当県が不要と判断した梱包材について撤去を行うこと。

（３）ネットワークスキャナ

ア　ハードウェア仕様

要　件		詳細仕様
本体	台数	・12台
	読取方式	・自動給紙方式（ADF）
	読取モード	・片面/両面、 ・カラー、グレー、モノクロ、自動
	光学解像度／ソフトウェア補完解像度	・最大600×600dpi／最大1200×1200dpi
	原稿用紙サイズ	・幅51～215.9mm程度 ・長さ51～355.6mm程度 ・A4用紙対応できること
	インターフェース	・USB ・有線LAN（1000BASE-T）
	スキャン機能	・スキャナドライバインストール不要でネットワーク上の任意の共有フォルダにデータを保存できること
	NFC	・対応していること
	外形寸法(mm)（横幅×奥行×高さ）	・310×260×260 程度 ※給紙トレイ、原稿受けトレイ除く
	対応OS	・Windows 10に対応していること
消耗品		・予備ローラーキットをつけること
マニュアル		・上記機器に関する日本語マニュアル一式
その他		・本装置と接続先ネットワーク機器までのLANケーブル(UTPe5以上対応、赤色)を用意すること

詳細仕様については、発注時に決定します。

イ　その他要件

- 設定内容一覧（設定用デザインシート）を提出すること。
- 利用するためにソフトウェアインストール等の作業が必要な場合は、インストール用のメディアを提出すること。

（４）ネットワーク機器

ア　L2 スイッチ　ハードウェア仕様

要　件		詳細仕様
本体	台数	・13式
	形状	・19インチラックに設置可能なこと（1U）
	接続ポート	・1000BASE-T 16ポート搭載
	スイッチング方式	・ストア＆フォワード
	インターフェース仕様	・オートネゴシエーション、全 （10/100BASE-TX）
機能	ネットワーク管理	・SNMPエージェント機能を有すること。また、SNMPv1/v2c/v3をサポートすること。
	スパニングツリー	・STP（IEEE802.1D）/RSTP（IEEE802.1w）/MSTP（IEEE802.1s）
その他		・外部メディア（コンパクトフラッシュ、USBメモリ）を使用して、PCレスで装置のファームアップや構成定義の移入を行う機能（外部メディアスタート機能）を有すること。 ・ファームウェアを提供すること。
マニュアル		・上記機器に関する日本語マニュアル一式

詳細仕様については、発注時に決定します。

イ　スイッチングハブ　ハードウェア仕様

要　件		詳細仕様
本体	台数	・16ポート　27式 ・　8ポート　63式
	形状	・単独設置（タップ型）
	接続ポート	・1000BASE-T ×　各8ポート、16ポ
	スイッチング方式	・ストア＆フォワード
	インターフェース仕様	・オートネゴシエーション
その他		・ファンレス構造 ・設置用マグネット付き ・本装置と上位の接続先ネットワーク機器までのLANケーブル（UTPe5以上対応、赤色）を用意すること
マニュアル		・上記機器に関する日本語マニュアル一式

詳細仕様については、発注時に決定します。

（５）バーコードリーダ

ア　一次元読取幅 60mm 以上　ハードウェア仕様

要　件		詳細仕様
本体	台数	・9式
	形状	・ハンディタイプ
	光源	・赤色LED（波長：624nm）
	分解能	・0.125mm
	読取幅	・60mm以上
	PCS値	・0.45以上
	読取可能コード	・UPC、JAN、EAN、NW7、Code39、Code128
	ブザー	・バーコード読み取り時、設定時に鳴動
	インターフェース	・USB
動作OS		・Windows 10 IoT Enterprise LTSC 2021
その他		・上記構成を実装するにあたり必要となるアダプタ類、ケーブル類等を全て含むこと
マニュアル		・上記機器に関する日本語マニュアル一式

詳細仕様については、発注時に決定します。

イ　一次元読取幅 90mm 以上　ハードウェア仕様

要　件		詳細仕様
本体	台数	・2式
	形状	・ハンディタイプ
	光源	・赤色LED（波長650nm）
	分解能	・0.1mm以上
	読取幅	・90mm以上
	PCS値	・0.3以上
	読取可能コード	・UPC、JAN、EAN、NW7、Code39、Code128
	ブザー	・バーコード読み取り時、設定時に鳴動
	インターフェース	・USB
動作OS		・Windows 10 IoT Enterprise LTSC 2021
その他		・上記構成を実装するにあたり必要となるアダプタ類、ケーブル類等を全て含むこと
マニュアル		・上記機器に関する日本語マニュアル一式

詳細仕様については、発注時に決定します。

ウ　二次元対応　ハードウェア仕様

要　件		詳細仕様
本体	台数	・2式
	形状	・ハンディタイプ
	光源	・赤色LED（波長650nm）
	分解能	・0.1mm以上
	読取幅	・90mm以上
	PCS値	・0.3以上
	読取可能コード	・UPC、JAN、EAN、NW7、Code39、Code128、GS1-128、GS1 Databar、GS1 Databar Limited、GS1 Databar Expanded ・microQR、QR Code
	ブザー	・バーコード読み取り時、設定時に鳴動
	インターフェース	・USB
動作OS		・Windows 10 IoT Enterprise LTSC 2021
その他		・上記構成を実装するにあたり必要となるアダプタ類、ケーブル類等を全て含むこと
マニュアル		・上記機器に関する日本語マニュアル一式

詳細仕様については、発注時に決定します。

（６）OCR 機器

ア　ハードウェア仕様

要　件		詳細仕様
本体	形状	・単独設置
	読取り帳票サイズ	・52mm×74mm～420mm×305mm
	読取り帳票厚さ	・35kg～180kg
	読取り紙質	・OCR用紙、上質紙、再生紙、普通紙
	読取り文字種	・OCR-B(数字、英字、記号)、OCR-K、手書き(数字、英字、記号、カタカナ)、手書き漢字、活字漢字、オムニフォント(数字、英字、カタカナ)が読取り可能なこと
	読取り文字数	・最大文字数／行　　:136文字以上 ・最大行数　　:80行／帳票以上
	出力画像解像度	・200dpi、400dpiが選択可能なこと
	ホッパ容量	・50mm(70kg紙にて500枚以上)
	ナンバリング	・最大36桁印字可能なこと
	筐体寸法 (幅×奥行×高さ)	・485mm×715mm×407mm以内（ホッパ・スタッカ使用時）以内とする

詳細仕様については、発注時に決定します。

	ドロップアウトカラー	・単色(赤・青・緑)切替えが可能なこと ・マルチドロップ可能なこと
	帳票チェック機能	・帳票の2枚送り、サイズ異常チェックが可能なこと
	接続端末	・新設の端末に接続可能なこと
	インターフェース	・USB3.0
動作OS		・Windows 10 IoT Enterprise LTSC 2021
その他		・上記構成を実装するにあたり必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード等を全て含むこと ・OCR処理と平行して複数端末機(OCR接続端末機を含めて8台)にて修正処理が可能なこと(端末OSは、Windows 10 Professional) ・ドロップアウトカラーを除去せずに帳票画像を含めて取込み可能なこと ・イメージデータはTIFF出力可能なこと ・コードデータはCSV出力可能なこと ・ナンバリング用のインクは黒とし、5年間(10桁、30万枚／年間を想定)を添付すること
マニュアル		・上記機器に関する日本語マニュアル一式

（イ）ソフトウェア仕様

要　件	詳細仕様
帳票定義体作成	・総務省が制定する全国統一様式をベースに三重県が作成する以下の帳票定義体を作成すること ・自動車税・自動車取得税申告書(報告書 (帳票ID番号「11」「12」「13」「21 ・自動車取得税申告書(報告書)(軽自動車 (帳票ID番号「83」「91」「92」「93」)

詳細仕様については、発注時に決定します。

OCR申告書読取り	・OCR申告書帳票の読み取り時に入力データ(申告年月日)の指定ができ、それをデータとしても取り込めること ・OCR申告書帳票の各項目に対して文字修正、関連エラーチェックが複数端末で可能なこと ▪ 全項目に対してのデータ修正及び編集 ▪ 申告書独自の項目チェック ・エラー修正はイメージ画像と読取り部分のイメージ画像を画面上で表示確認ができ修正可能なこと ・イメージ画像と読取り部分のイメージ画像は、端末画面の縦横比を考慮し、できるだけスクロールの必要がなく、画面上確認しやすい配置であること ・OCR申告書読取りデータ(修正済みクリーンデータ)及びイメージデータをディスクに保存可能なこと ・OCR申告書読取りデータは三重県指定のファイル様式で保存可能なこと ・申告書にOCR読み取りのナンバリングを行うこと
イメージデータ登録検索	・イメージデータ及びOCRクリーンデータ(検索項目付)をディスクに保存登録可能なこと (キー項目：申告書年月日、自動車登録番号等の検索キーを指定できること) ・ディスクに保存されている申告書のイメージデータを検索可能なこと。また、ネットワークディスク等の外部記憶媒体にバックアップ保存し、バックアップ媒体からの検索も可能なこと ・申告書内容を確認及び参照する際に保存しているイメージデータのキー項目(申告年月日、自動車登録番号等)により検索ができ帳票イメージを表示可能なこと ・OCRクリーンデータ及びイメージデータの既存サーバへの転送が可能なこと ・クリーンデータは三重県指定のファイル様式で保存可能なこと ・イメージデータのプリント出力が可能なこと ・イメージデータの累積管理が可能なこと

（７）税務端末とその他機器の共通仕様

本業務で賃貸借を行う税務端末とその他機器については、以下の共通仕様を満たすこと。

- 国際エネルギースター計画基準、みえグリーン購入基本方針に適合している製品を可能な限り採用すること
- 当県が不要と判断した梱包材について撤去を行うこと。

７　税務端末とその他機器の設置及び設定

（１）基本的な考え方

本システムの再構築において、再構築を担当する受託事業者が、本システム全体の移行作業を担当し、本システムで必要となるハードウェア、及び、ソフトウェア等については、再構築業務とは別契約にて、「税務端末とその他機器」と「プリンタ機器等」にわけて調達を実施している。

また、税務端末とその他機器を接続する予定の個人番号利用事務系ネットワークについては、令和８年●月●日締結「令和８年度個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策システム再構築及び運用保守業務委託契約」によりセキュリティ対策システムが導入されている。

以上のことから、準備期間及び試用期間において、本業務の受託事業者は、本県や再構築を担当する受託事業者、及び、個人番号利用事務系ネットワークにおけるセキュリティ対策システムを担当する受託事業者（以下、「セキュリティシステムを担当する受託事業者」という。）と連携を行いながら、本システムの稼働をスムーズに実現できるよう留意したうえで、本業務で納入する税務端末とその他機器にかかる設置及び設定作業を実施すること。

（２）設置及び設定作業実施体制

本業務における設置及び設定作業の実施体制として、以下の要件を満たすこと。

- 契約締結後速やかに本業務における実施体制図、実施工程表（機器設置・配布スケジュール）等を明記した業務実施計画書を作成し、本県の承認を受けること。
- 契約締結後から機器の設置及び設定作業が完了するまでの間、必要に応じて、本県や再構築を担当する受託事業者との定例会議に参加し、スケジュール調整等、設置及び設定に必要な事項について調整を行うこと。
- 実施工程表に基づいた業務の進捗状況について、本県の要求に応じて作業の報告や内容に関する資料を随時提出すること。

（３）設置及び設定作業にかかるスケジュール

動作確認用として、令和 12 年 7 月 10 日までに、税務端末３台と OCR 機器 1 台を提供すること。

令和 12 年 8 月上旬頃から税務端末とその他機器の設置及び設定作業を開始し、令和 12 年 9 月 20 日までに納品を完了すること。

税務端末の納品に当たっては別途調達するプリンタ機器等にかかる納品を同日に行えるよう日程を調整すること。

納入場所への納品が完了してから令和 12 年 9 月 30 日までは試用期間とするが、試用期間中に機器の故障、設定の不備等があった場合には、受託者の責任において試用期間中に修理・設定変更等を行うこと。

準備期間、及び、設置期間におけるスケジュールは、変更もありうるので、その際は本県の指示に従うこと。

（４）税務端末とその他機器の設定

税務端末とその他機器の各種設定に関する作業は、原則として納入場所への搬入時までに実施し、設置作業の他、接続確認作業、動作確認作業について、時間の短縮及び省力化を図ること。

現地では作業スペースを確保できないことがあるため、メモリ増設等、必要な作業がある場合は、できるかぎり、納入場所への搬入時までに行うこと。

本システムからプリンタ機器等への印字テスト、及び、印字位置の調整作業については、原則として納入場所への搬入時までに実施しておくこと。また、動作確認作業としても印字テストを実施し、必要に応じて、印字位置の調整作業を実施すること。

各税務端末とその他機器を識別するために、本県が別途指定する税務端末とその他機器の識別情報（ホスト名、IP アドレス等）を表示したシールを作成し、別途指定する場所に貼付すること（詳細は、契約締結後に本県から提示する)。また、本県が提供する備品シールの貼付も行うこと。なお、シール貼付にあたっては、はがれないようにコーティングを行うこと。

別途指定するネットワークインターフェース設定を原則として納入場所への搬入時までに実施すること。なお、納入場所への搬入後、設置作業の実施時においてネットワークインターフェース設定の変更が必要になった場合についても対応できるようにすること。

各税務端末とその他機器の「製造番号」、「MAC アドレス」、「(本県指定の) IP アドレス」、「(本県指定の) ホスト名」、「(本県指定の) 配布先所属名」を一覧表にて作成し、電子媒体で提出すること。

税務端末に対して、同一の納入場所に設置したプリンタ機器を既定のプリンタとして設定すること。なお、既定のプリンタを容易に設定するためのプリンタ登録ツールが、プリンタ機器等の納入事業者により提供されるため、必要に応じて、活用すること。

税務端末とその他機器に関する設定を実施した結果については、書面にて結果を報告すること。

（５）税務端末とその他機器の納入・設置

税務端末とその他機器の搬入作業を行う際は、納入場所の担当者へ事前に連絡を入れ、搬入日時や搬入経路等について調整を行うこと。

納入場所ごとの税務端末とその他機器の納入台数については、以下のとおり。

No	事務所名	住所	税端	スキ	NW			バーコードリーダ			OCR
					L2	16	8	60mm	90mm	二次元	
1	三重県庁	津市広明町 13 番地	13	1	0	0	2	0	0	0	0
2	合同ビル	津市栄町１丁目 891 番地	15	1	0	1	1	0	0	0	0
3	吉田山会館	津市栄町１丁目 891 番地	8	1	4	6	13				
4	桑名県税事務所	桑名市中央町 5 丁目 71	26	1	1	2	3				
5	四日市県税事務所	四日市市新正 4 丁目 21-5	51	1	1	6	1	1	0	0	0
6	鈴鹿県税事務所	鈴鹿市西条 5 丁目 117	29	1	1	1	6	1	0	0	0
7	津総合県税事務所	津市桜橋 3 丁目 446-34	46	1	1	2	8	1	0	0	0
8	松阪県税事務所	松阪市高町 138	29	1	1	2	5	1	0	0	0
9	伊勢県税事務所	伊勢市勢田町 628 番地 2	38	1	1	2	4	1	0	0	0
10	伊賀県税事務所	伊賀市四十九町 2802 番地	2	1	1	1	4	1	0	0	0
11	紀州県税事務所	尾鷲市坂場西町１番１号	21	1	1	0	4	1	0	0	0
12	紀州県税事務所紀南分室	熊野市井戸町 371 番地	2	0	0	0	2	0	0	0	0
13	自動車税事務所※自動車会議所分を含む	津市雲出長常町字六ノ割 1190-1	30	1	1	1	5	0	2	2	2
14	予備	津市広明町 13 番地	8	0	0	3	5	0	0	0	0
合計			341	12	13	27	63	9	2	2	0

台数については、発注時に決定します。

表　税務端末とその他機器の納入場所と納入台数

本県が不要と判断した梱包材について撤去を行うこと。

税務端末とその他機器の搬入作業を実施後、設置作業として、ネットワークの接続作業、接続確認作業、動作確認作業を実施すること。

動作確認作業については、再構築を担当する受託事業者等と調整のうえ、本システムからの印字テスト等を行うこと。なお、本システムからの印字テスト等が正常に完了しなかった場合は、納入した税務端末とその他機器に対する設定内容やネットワークの接続状況の確認等を実施するとともに、再構築を担当する受託事業者と協力しながら、正常に稼働するまで、障害対応作業を行うこと。

税務端末とその他機器の納入・設置を行った結果については、書面にて結果を報告すること。

８　税務端末とその他機器の保守

（１）基本的な考え方

本業務で調達を行う全ての税務端末とその他機器について、運用・保守期間における保守作業として、問い合わせ対応・定例報告、故障時対応、情報提供等の作業を実施すること。なお、税務端末とその他機器にかかる運用作業（操作説明、故障時受付、端末初期設定等）については、本県が実施する。

保守作業にあたっては、再構築を担当する受託事業者との円滑な協力体制を実現したうえで、実施すること。なお、本業務の範囲内においては、有寿命の定期交換部品も含め、原則として本県に対して別途費用を請求する事はできないため、注意すること。

（２）保守作業実施体制

運用・保守期間の開始時と、運用・保守期間における毎年度当初に保守作業実施体制、交換用部品の入手手段／経路、及びサポート内容／方法等を明記した保守作業実施計画書を提出し、本県の承認を受けること。

保守受付窓口は一個所に集約すること。

保守拠点には、常時保守要員を待機させ、修理・保守・その他のアフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能であること。

後述する故障時対応において、本県からの故障連絡の後、速やかに対応ができるような体制とすること。

その他、保守拠点に予備の部品を用意する等、保守作業に使用する交換用部品を速やかに入手するための手段／経路を確保しておくこと。

（３）対象機器と設置場所

本業務で調達を行う全ての税務端末とその他機器を保守作業の対象とする。

税務端末とその他機器の設置場所については、「７　税務端末とその他機器の設置及び設定（５）税務端末とその他機器の納入・設置」を参照すること。

（４）保守作業対応時間

保守作業の対応時間として、原則として、本県の開庁日における執務時間（8:30～17:15）とする。

（５）問い合わせ対応・定例報告

本業務で調達する税務端末とその他機器にかかる、本県からの問い合わせ対応を実施すること。なお、本県だけでなく、再構築を担当する受託事業者からの直接問い合わせについても対応を実施すること。

運用・保守期間における定例報告として、原則として月に１回、再構築を担当する受託事業者が主催する、本システムにかかる定例会に参加し、問い合わせ対応件数や、後述する故障時対応等にかかる実績等について、報告を行うこと。なお、報

告内容が軽微な場合に限り、書面での報告をもって、出席に変えることも可とする。

（６）故障時対応

本業務で納入した税務端末とその他機器にかかる故障時対応を実施すること。

故障時対応は、原則オンサイトにより実施すること。ただし、本県が特に必要であると判断した場合は、センドバックによる故障時対応を依頼することがあるため、センドバックによる故障時対応にも対応できるようにすること。

税務端末における故障時対応において、重要な機密情報の漏洩防止等の観点から、あらかじめディスク返却不用のサービス等を利用することにより、記憶装置を外部に持ち出さずに対応が可能なこと。

故障時対応の結果、税務端末とその他機器にかかる設定内容が変更された場合は、納入時点の状態に設定を戻したうえで、動作確認作業を行うこと。

本業務で納入した税務端末とその他機器の故障に関連して、本システムにおける別の障害が発生した場合は、原因を突き止めたうえで再発防止対策を策定する必要があるため、本県からの求めに応じて、必要な協力を行うこと。

故障時対応にかかる作業報告については、報告書を作成し、本県に提出すること。

特段の定めがあるものを除き、故障時対応に要する費用（故障部品、交換部品等の購入費等）は、本業務の範囲内として、本業務の受託事業者にかかる負担となるため、注意すること。（ただし、消耗品にかかる費用については、本県側で負担する。）

何度も故障を繰り返す場合の他、故障発生が予見される場合などにおいて、本県からの依頼、または、本業務の受託事業者からの申し出等に基づき、予防保守を行うこと。なお、予防保守の際に必要となる部品類の費用についても、本業務の範囲内として、本業務にかかる受託事業者の負担となるため、注意すること。

（７）情報提供等

本業務で納入した税務端末とその他機器にかかるソフトウェア等について、改良版にかかる情報提供を行うこと。（製造元の Web サイトにおける情報提供やダウンロードが可能な形での提供も可とする。）

（８）保守業務における特記事項

保守業務を行うにあたって必要となる機器やソフトウェアの保証書等については、本業務の受託事業者が責任を持って管理すること。

９　税務端末とその他機器の撤去

機器撤去期間において、本業務で納入した全ての税務端末とその他機器について、撤去作業を行うこと。税務端末とその他機器の撤去作業を行う際は、納入場所の担当者へ事前に連絡を入れ、搬入日時や搬入経路等について調整を行うこと。

機器撤去を行うにあたっては、情報漏洩等を防止する観点から税務端末における情報消去など、必要な対応を実施すること。

機器撤去作業の完了後、機器撤去にかかる報告を行うこと。

１０　納品物件

本業務の納品物件は以下のとおりとする。

（１）準備期間、試用期間における納品物件

種別	内容	提出時期
業務実施計画書	実施体制図、実施工程表(機器設置・配布スケジュール)等	契約締結後速やかに
税務端末とその他機器一式（機器の納品）	動作確認用税務端末３台 動作確認用以外の全ての納入機器	令和 12 年 7 月 10 日まで 令和 12 年 9 月 20 日まで
設定表（デザインシート）	ハードウェア、及び、ソフトウェアにおける設定内容等の一覧	準備期間終了時まで
製造番号等	製造番号、MAC アドレス等の一覧 識別情報シール	
設定一覧	ネットワークインターフェース設定、設置場所等の詳細	
設置作業にかかる作業報告書	接続確認、動作確認、印字テスト等の結果	

表　準備期間、試用期間における納品物件

（２）運用・保守期間、機器撤去期間における納品物件

種別	内容	提出時期
保守作業実施計画書	保守作業実施体制、交換用部品の入手手段／経路、及びサポート内容／方法等	運用・保守期間開始時 毎年度当初に提出
作業報告書	問い合わせ対応、故障時対応等にかかる報告	随時（発生時に報告） 毎月（定例会で報告）
情報提供	ソフトウェア、及び、ドライバ等に関する改良版等の情報	随時
機器撤去報告	情報消去等の準備作業、機器の撤去報告	機器撤去期間終了時まで

表　運用・保守期間、機器撤去期間における納品物件

１１　機密保持

本委託業務は、三重県電子情報安全対策基準（情報セキュリティポリシー）を遵守して行うこと。当該ポリシーに抵触する行為又は事象が発生した場合や、そのようなおそれがある場合は、本県に報告を行い、本県の指示のもと速やかに対応すること。

業務遂行上知り得た個人情報、本県及び接続団体に関するすべての機密事項について、本委託業務のみに利用するものとし、契約期間中又は契約終了後を問わずに第三者に漏えいしないこと。

１２　暴力団等による不当介入に対する対応

（１）受託事業者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア　断固として不当介入を拒否すること。

イ　警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ　委託者に報告すること。

エ　業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

（２）受託事業者が（１）のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第７条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

（３）三重県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第３条又は第４条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

（４）前項の規定により契約を解除した場合、受託者は三重県に対し契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を支払うものとする。このために受託者に損害が生じた場合でも、三重県はその責めを負わないものとする。

１３　注意事項

本業務の遂行にあたっては、本県の求めに応じ、速やかに資料等の提出を行うとともに資料等についての説明等を行うこと。

契約期間の内、令和 12 年 9 月 30 日までは、「７　税務端末とその他機器の設置及び設定（２）設置及び設定作業実施体制」における体制を維持すること。また、運用・保守期間中は、「８　税務端末とその他機器の保守（２）保守作業実施体制」における体制を維持すること。なお、体制の変更を行う場合は、本県の承認を得ること。

本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。なお、業務の一部について第三者に委託しようとするときは、本県の承認を得ること。

本業務について、契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、その履行上当然必要な事項については、本業務の受託事業者が責任を持って対応すること。

本仕様書に記載されている全ての作業に対し、原則として本県に別途費用を請求することはできない。ただし、本県からの要求仕様の変更による追加費用については別

途協議を行うものとする。

賃貸物件の運用・保守については、物品の製造者の如何に関わらず、本業務の受託事業者が最終責任を負うものとする。これを製造者との間の契約等によって担保していること。

本仕様書に疑義がある場合は、本県に質問しその指示を受けること。なお、契約後の本契約書の解釈は本県によるものとする。（必要に応じて、速やかに本県と協議を行うこと）